



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

令和7年度 第1回埼玉県教育局 学校保健説明会

期 日:令和7年8月27日(水)
13:30~15:30
(サイトオープン 13:00)

主催
埼玉県教育委員会

令和7年度 第1回埼玉県教育局学校保健説明会開催要項

1 趣 旨

学校保健活動に関する業務や健康課題について連絡協議し、健康教育の推進を図る。

2 日 時

令和7年8月27日（水） 13:30～15:30（サイトオープン 13時00分）

3 対 象

県立学校 保健担当者（養護教諭・保健主事等） ※各校2アカウントまで入室可

4 開催方法

Microsoft teams によるオンライン開催

5 参加方法

Forms による申し込み ※事前質問は、行政説明で扱う内容の参考とします。

6 日 程

13:00	13:30	13:40	14:10	15:10	15:25	15:30
サイトオープン	開会	行政説明	実践発表	質疑応答	閉会	
Microsoft teams 操作テスト						

7 内 容

(1) 行政説明

保健体育課

- ・性に関する指導と生命（いのち）の安全教育について
- ・事前質問より

特別支援教育課

- ・校務支援システム（特別支援学校）に関すること

生徒指導課

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

(2) 実践発表

「高等学校におけるメンタルヘルスリテラシー教育の実践」
令和3・4・5年研究推進校

（ 県立上尾高等学校、県立草加東高等学校、
県立草加南高等学校、県立鷲宮高等学校、県立蕨高等学校

※発表者は上記の学校と異なる場合があります。

(3) 質疑応答

8 その他

- (1) 説明会参加リンク（URL）及び資料に関する案内を、8月22日（金）までに参加申し込み時に登録されたメールアドレスに送付します。8月25日（月）9時時点でメールが確認できない場合は、担当まで御連絡ください。

行政説明（１）

健康教育の推進について
～事前質問を中心に～

県教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当



行政説明

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

1

事前質問

- ・生命(いのち)の安全教育:実践事例
- ・熱中症対策
- ・学校外検診
- ・日本スポーツ振興センター
- ・事故報告
- ・学校医及び学校歯科医の加配、定数外配置
- ・健康教育実践状況調査
- ・修学旅行時の生徒の保険証(マイナ保険証)
- ・特別支援学校:結核検診
- ・特別支援学校:心電図
- ・緊急時の医薬品投与
- ・高校:校務支援システム

2

生命(いのち)の安全教育

【目標】

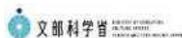
性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

- ・「性に関する指導」や「人権教育」と関連付けながら取り組んでいく。
- ・文部科学省のスライド教材や動画教材を積極的に活用。
- ・授業以外の教育活動例：
発育測定時、長期休業前の生活指導、不審者情報共有時、受験期の留意事項指導等

※今後、実践事例集を作成予定

3

生命(いのち)の安全教育



生命の安全教育とは？ 教材・手引き お問い合わせ



性犯罪・性暴力対策の強化について:文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

4

性に関する指導

■性に関する指導の留意点

- ①児童生徒の発達の段階を踏まえること
- ②学校全体で共通理解を図ること
- ③保護者の理解を得ること
- ④各教科等における指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

5

熱中症対策

暑さ指数 (WBGT)	暑熱 指数	暑熱 指数	児童が外 学活動の 状況	自衛生活上に 行うべき 事項	熱中症予防の留意事項	本学の対応
3.1以上	2.7以上	3.0以上	すべての 学活動の 状況で 対応する	外出はなるべく 避け、室内で 涼しい場所 にとどまる。	熱中症予防 特別に危険な学活動は中止する。特に子どもを優先して中止する。	
2.6～3.0	2.4～2.7	3.1～3.3	学活動の 状況で 対応する	外出はなるべく 避け、室内で 涼しい場所 にとどまる。	熱中症予防 特別に危険な学活動は中止する。特に子どもを優先して中止する。	
2.5～2.6	2.1～2.4	2.9～3.1	学活動の 状況で 対応する	外出はなるべく 避け、室内で 涼しい場所 にとどまる。	熱中症予防 特別に危険な学活動は中止する。特に子どもを優先して中止する。	
2.4～2.5	1.8～2.1	2.6～2.8	学活動の 状況で 対応する	外出はなるべく 避け、室内で 涼しい場所 にとどまる。	熱中症予防 特別に危険な学活動は中止する。特に子どもを優先して中止する。	
2.3以下	1.6以下	2.5以下	学活動の 状況で 対応する	外出はなるべく 避け、室内で 涼しい場所 にとどまる。	熱中症予防 特別に危険な学活動は中止する。特に子どもを優先して中止する。	

- 令和6年5月22日付け 教保体325号 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」
- 令和6年6月20日付け 教保体第568号 「県立学校版熱中症対策ガイドライン」
- 令和7年5月12日付け 教保体332号 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」

□予防措置

- ・活動が中止になることを想定し、判断基準や判断者、教職員への周知方法を「**危機管理マニュアル**」に定める。
- ・活動前や活動中にWBGTを計測し、危険度の把握に努める。
- ・活動中やその前後に水分補給や休憩等ができる環境を整える。
- ・熱中症対策には**暑熱順化**が有効であるため、順化期間を設ける。

□発生時の対応

- ・熱中症の疑いがある場合は、速やかに体を冷却し、ためらうことなく一時救命処置や救急要請を行う。
- ・「熱中症発生時のフロー」に従い、教職員が組織的に対応する。

□事故後の対応

- ・被害生徒の保護者への周知、管理職への報告、担任等の他の教職員と連携した対応等、丁寧に対応する。
- ・管理職が保健体育課学校安全担当に事故の報告をする。

6

熱中症対策



○令和6年5月22日付け
教保体325号
「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」

○令和6年6月20日付け
教保体第568号
「県立学校版熱中症対策ガイドライン」

7

(参考)R6.8.20付け【教保体第891-2号】 「定期健康診断実施状況調査」結果

1 令和6年度定期健康診断 未受診の児童生徒数(令和6年6月30日時点)

※大宮中央高校除く

	在籍数	全項目未受診		一部項目未受診					
		不登校	その他	尿検査未受診		歯科健診未受診		内科健診未受診	
				不登校	その他	不登校	その他	不登校	その他
高校	95639	116	14	226	813	334	2252	251	903
		0.1%	0.0%	0.2%	0.9%	0.3%	2.4%	0.3%	0.9%
特別支援学校	2960	40	4	101	129	95	211	86	157
		1.4%	0.1%	3.4%	4.4%	3.2%	7.1%	2.9%	5.3%
特別支援学校	小	20	49	21	122	27	258	32	171
	中	22	15	31	61	46	121	44	93
	高	75	25	84	103	116	252	105	167
合計	107468	275	107	463	1228	621	3099	518	1493
		0.3%	0.1%	0.4%	1.1%	0.6%	2.9%	0.5%	1.4%
		380		1691		3712		2009	
		0.4%		1.6%		3.5%		1.9%	

8

健康診断を受けることができなかった 児童生徒等への健康診断の対応について

◆学校保健安全法施行規則（時期）第5条

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。**ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。**

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第六条第三項第四号に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

9

健康診断に関するQ&A

県立学校のみ

【注意】令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会 提示資料(令和7年度の内容です。翌年度以降の対応として、約束できるものではありません)

	質問	回答
胸部×線撮影検査	高校の生徒が高校内分校の検診で受けられるか	できません。
	全日制課程の生徒が定時制課程の検診で受けられるか	できません。
	学校外会場は、教員の引率不要。未受診者検診(学校会場)も、教員の引率不要か。	学校会場の欠席者検診の場合、教員引率をお願いします。
	学校外検診の対象者は、どのような場合を想定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席者 ・公欠あるいは出席停止が続いたため、学校で受ける機会が得られなかった ・海外からの転入生
尿検査	近隣校に検体を持っていき、回収を依頼することはできるか	できる。ただし、事前に相手校に連絡し了承を得ること。 (県及び検査機関への報告は不要)

10

日本スポーツ振興センター

令和7年2月13日付け【教保体第1624号】
「埼玉県内に住所がある高校生等のこども医療助成制度と日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の取扱いについて(通知)」

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入をしていない生徒の場合、学校管理下の災害であったとしても、各市町村のこども医療助成制度の利用が可能ですが、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の方が、かかった医療費(3割)に加え、上乘せ分(1割)の給付があること、卒業後も最長で10年請求できること等、より手厚い給付が受けられます。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の趣旨を理解し、生徒及び保護者へ適切な制度周知及び活用の促進をお願いいたします。

文部科学省「学校事故対応に関する指針」の改訂に係る報告方法について

令和7年1月31日付教保体第1494号「文部科学省『学校事故対応に関する指針』に係る県への報告方法について(通知)」

ア すべての学校管理下（登下校中も含む）において発生した**死亡事故**
イ **意識不明（人工呼吸器装着、ICUに入る等を含む）**、**身体の欠損(歯を含む)**、**身体機能の喪失**
ウ **治療に要する期間が30日以上**の負傷や疾病

事故の種別

- ・ 負傷・疾病
骨折、捻挫
創傷(切創・裂創等)
歯の欠損
火傷
アナフィラキシー
ショック 等
- ・ 交通事故(登下校中)
- ・ 熱中症
- ・ 自然災害
- ・ 暴力行為(被害) 等

○ **死亡事故、命に関わる重大な事故**
ア 死亡事故
イのうち 意識不明(人工呼吸器装着、ICUに入る等を含む)
★後日、報告フォームに事故発生^の報告も行う

事故発生 → 担当課に速やかに電話で事故発生^の報告 → 「基本調査」を実施教育局に提出

○ **上記以外の場合**
イのうち 身体の欠損(歯を含む)、身体機能の喪失
ウ 治療に要する期間が30日以上^の負傷や疾病

事故発生 → 報告フォームに事故発生^の報告 → 「基本調査」を実施教育局に提出

学校健康教育実践状況調査

(目的)

- ・文部科学省調査を兼ねています。
- ・健康教育実践状況等を把握し、次年度の県事業の計画等に活用しています。
- ・健康教育に関わる各種計画の達成状況を把握、評価するために活用しています。

(注意)

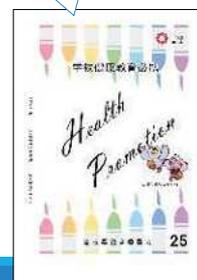
- ・調査の回答について、確認・見直しを依頼する場合は、以下の状況が考えられます。
 - －学習指導要領に記載されている内容が実践されていない。
 - －各種関係法規や通知等で、配慮する必要がある、実践する必要があると記載されている内容が実践されていない。

(参考)

- ・結果は、翌年度の学校健康教育必携に掲載されています。

P57～92

令和6年度
健康教育実践状況
調査結果



15

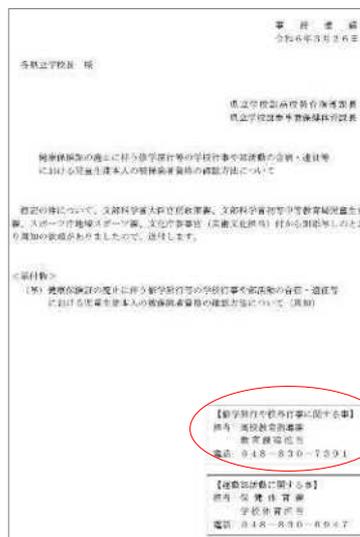
被保険者資格の確認方法

◆R6.3.26付け事務連絡(県教育局)

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等における児童生徒本人の被保険者資格確認方法について」

◆R7.2事務連絡

『「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等における児童生徒本人の被保険者資格確認方法について」の一部改正について』



16

結核検診(特別支援学校 小学部・中学部、伊奈学園中学校)

◆結核検討委員会(7月・1月)

・対象:特別支援学校 小学部・中学部、伊奈学園中学校

◆結核検討委員

結核の専門家、医師、学校医、特別支援学校長、特別支援学校養護教諭、保健体育課長

◆結核検討委員からの指導助言

・問診票未提出者及び学校医による診察未受診者への対応:

通知する際、個別に、検診未受診者に対し日常の健康観察や受診状況の確認、問診票提出の依頼と確認により、適切に事後措置を徹底するよう、改めて周知する。

・2週間以上、咳や痰の症状があるが医療機関を受診していない場合:

生徒には、学校医による診察の結果検討不要であっても、受診状況や症状を確認するよう学校に個別に依頼。

17

結核検診(特別支援学校 小学部・中学部、伊奈学園中学校)

【令和7年度:経過観察となった児童生徒への対応について】

○2週間以上持続する咳・痰があり、「医療機関での治療を受けている」あるいは「ぜんそくあるいはぜんそく性気管支炎と言われている」に該当しない児童生徒について

学校医による診察において、検討不要であった場合においても、引き続き、適切に健康観察を実施していただくようお願いします。

学校医による診察で要検討あるいは未受診の場合には、早急に受診勧告するとともに、受診状況の確認を行ってください。第2回の検討委員会(令和8年1月予定)の際に、事後措置の状況を確認させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

○「学校医による診察未受診者」のみに該当する児童生徒について

日常の健康観察や受診状況の確認などにより、事後措置を徹底するようお願いします。

○「問診票未提出者」かつ「学校医による診察未受診者」に該当する児童生徒について

対象となる児童生徒が登校した際には、健康観察するとともに、できるだけ速やかに、問診票による調査及び学校医への相談を行ってください。

○その他

個別の指示があった児童生徒については、様式4にその内容を記載しています。

第2回の検討委員会(令和8年1月予定)の際に、事後措置の状況を確認させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

18

心電図

県立学校のみ

【注意】令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会 提示資料(令和7年度の内容です。翌年度以降の対応として、約束できるものではありません)

【高校】

- 各学校において、検査機関等調整を行い、可能な範囲で、長期欠席者が検診機会を得られるよう配慮をお願いします。

【特別支援学校】

- 開始時間及び終了時間を事前に確認を。
開始時間 スクールバス
終了時間 実施要項には明記していない。原則として午前で終わる予定
午後にもたがる場合は、必ず事前に、検査機関に直接連絡し、調整すること。合わせて、休憩時間の確認も行うこと。

	質問	回答
心電図	本校の生徒が分校で検査を受けることができるか	できません。
	(特)障害特性により小1年生で受けられなかった場合、小2年生で検査を受けることができるか	できます。ただし、小2までの対応としてください。

心電図検査練習セット



保健体育課 貸出可

19

学校における緊急時の医薬品投与について

R6.5.2付け【教保体第164-1号】

学校等における緊急時の医薬品投与について

- てんかん発作時の坐薬挿入
- てんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与
- 重度低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)の投与

ポイント①事前に医師から指示を受ける書面に記載される内容の変更

(3)学校においてやむを得ず医薬品(坐薬等)を使用する必要性が認められる児童生徒であり、**この医薬品を使用したことがあること。(削除)**

ポイント②各種書式(例)の作成

※専門の先生にご指導を受け作成

保護者宛
通知
(例)

指示書
(例)

依頼書
(例)

20

医療行為

H17.7.26付け【医政発第0726005号】

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

「医業」

当該行為を行うに当たり、**医師の医学的判断および技術**をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を**反復継続**する意思をもって行うこと

21

医療行為

H17.7.26付け【医政発第0726005号】

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

5 **患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しないものによる医薬品の介助ができることを本人または家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等による患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。**具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入または鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。

②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

③内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

22

医療行為

H17.7.26付け【医政発第0726005号】

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して**一定の研修や訓練が行われることが望ましいこと**は当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

23

学校における医薬品の取り扱い

保護者から、突然、「主治医から医薬品について学校で対応してもらおうよう指示があった」と連絡があった。どのように対応すればよいか？

以下の2つの観点から検討することが大切です。

法的根拠

・H17.7.26付け【医政発第0726005号】
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」
・R6.5.2付け【教保体第164-1号】
「学校等における緊急時の医薬品投与について」

学校の体制

(例)
・研修機会の確保
・設備の状況
・緊急時の体制
・保健情報の管理

- ◆緊急事態は「いつ」「どこで」発生するか分かりません。
「誰でも対応できる体制」か、「人が変わっても継続して対応できる体制」か検討し対応してください。
- ◆学校医、学校薬剤師等へも連絡・相談・報告を行い連携して取り組んでください。

24

学校における医薬品の取り扱い

保護者と連携する際に留意することはなんですか？

○学校でできること/できないことは、校内で共通理解を図ったうえで、保護者に説明をすること

○医療機関の受診機会を踏まえること

次の通院が1か月以上先ということが考えられます。
保護者の負担を考え、「早めに書類の準備等を依頼する」「必ず記載してほしい内容を、具体的に伝える」「書類に記載された内容であっても、学校が担う範囲を超えている場合は対応できない場合がある」ことなどを事前に十分説明することが必要です。
個別の健康面談を実施するなどして、丁寧に対応することも必要な場合も考えられます。

25

校務支援システム（高等学校）の活用に向けて

R7.8.27 保健体育課

1. 運用開始からこれまで

R2.3.25	校務支援システム保健機能の運用開始	【高指教3089号】校務支援システム保健機能の運用開始について
R2.11.20	健康診断票の押印省略	【教保体第910-1号】学校保健安全法施行規則の一部改正について
R3.10.27	各種帳票(健康診断票、結果通知等)の様式に係る調査	【高指教1597号】校務支援システムにおける各種帳票の様式に係る調査
R5.3.8	健康診断票の電子保管開始	【教保体第931号】学校備え付け表簿等の電子保存への移行について
R5.3.9	改修(健康診断票、結果通知等)	【教保体第1831号】 令和4年度 校務支援システム保健機能の改修及び説明会の開催について
R5.3.25	令和4年度 校務支援システム保健機能説明会	
R5.4.6	・令和4年度校務支援システム保健機能説明会の動画配信 ・定期健康診断結果通知等の様式(例) ・補助資料①excel ファイル「helthInput.xlsx」 ②Q&A(R5.4)	【教保体第39号】校務支援システム保健機能の活用促進
R5.7.3	・校務支援システム保健機能に関するアンケートの実施	【教保体第637号】校務支援システム保健機能の改善に向けて
R6.5.7	・アンケートを踏まえた改修 (CVS入力内容の追加:X線撮影検査フィルム番号、歯科健診結果等) (各種通知の表示内容等変更) ・参考資料①システムの概要 ②各種通知の表示項目 ・補助資料①excel ファイル「helthInput.xlsx」の更新	【教保体第271号】校務支援システム保健機能の改修について

※校務支援システム(高等学校)の主担当である高校教育指導課と、引き続き、連携しながら、計画的な見直しを予定

26

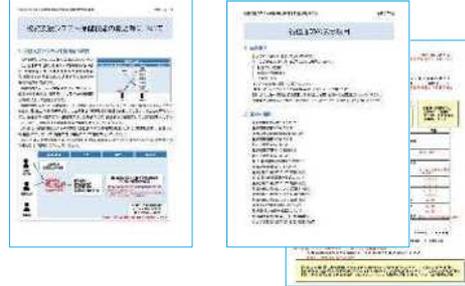
2. 参考資料

R5.4.6付け【教保体第39号】校務支援システム保健機能の活用促進

- ・校務支援システム保健機能に関するQ&A(R504)
- ・補助資料1excelファイル「healthInput.xlsx」
- ・補助資料1excelファイル「healthInput.xlsx」の活用方法

R6.5.7付け【教保体第271号】校務支援システム保健機能の改修について

- ・校務支援システム保健機能(高)参考資料①(システムの概要等)
- ・校務支援システム保健機能(高)参考資料②(各種通知の表示項目)
- ・補助資料1excelファイル「healthInput.xlsx」(R605更新)



今後、質問等への回答等は「校務支援システム保健機能に関するQ&A」を適宜更新することで対応

【今後のお問い合わせ】

※操作方法が不明、マニュアルの通りにやってみたがうまくいかないなど個別の相談
→システムディ 問い合わせ

※使用頻度が高い操作、全体に影響が大きい不具合など
→各地区学校保健会養護教諭部会等→県理事研修会(校種別協議)で報告

※改修に関するご質問やご意見は、校務支援システム全体の改修計画のなかで、保健機能に関する改修計画の目的がたつた際に、改めてお知らせします。

3. これまでの改修内容

◆健康診断結果の入力

- 一括入力 歯科
異常なし
未実施(対象外)
一括入力解除

- CSV入力 X線フィルム番号
X線日付け
歯科(歯列咬合等)
入力方法

◆健康診断結果の結果通知・治療勧告書

- 定期健康診断のお知らせ
- 歯科健診
- 聴力(表示、入力方法)
- 学校名・校長名・日付
- 健康診断カード
- その他(複数入力)
- 通知に表示される項目の見直し
- 内科検診
- 未受診者受診勧告書
- 文字数

◆健康診断票

- レイアウト
- 印刷方法

◆学校医

- 学校医等氏名登録
- 執務記録簿

◆健康診断(その他)

- 画面レイアウト
- 画面配色
- 機能追加

◆保健室来室記録

◆学校生活管理指導表

◆保健日誌

【今後 対応を検討】

- ・保健室来室記録
- ・学校生活管理指導表
- ・保健日誌

※国の動向を注視し、適宜、検討を進めてまいります。

行政説明（２）

校務支援システム（特別支援学校）について

県立学校部特別支援教育課

令和7年度 校務支援システムの運用について

特別支援教育課

	令和6年度			令和7年度												令和8年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
特教課	校長会 副校長・教頭会																	
	校務支援システム情報サイト（教職員ポータルサイト内）・・・QA集の掲載																	
	マニュアル・説明動画配布			説明動画配布・校務支援だよりの発行														
SATT(業者)	運用サポート（ヘルプデスク）																	
学校	基礎データの確認			校内向け研修会（説明動画の活用）														
	新年度準備			運用に向けた校内の調整														
出席簿	試行運用			本格運用														
指導要録	試行運用			段階的運用（*校内の準備が整った学校から）												本格運用		
教育支援プランA	試行運用			段階的運用（*校内の準備が整った学校から）												本格運用		
教育支援プランB	試行運用			段階的運用（*校内の準備が整った学校から）												本格運用		
通知表	試行運用			段階的運用（*校内の準備が整った学校から）												本格運用		
保健管理機能				試行運用												本格運用		
その他の機能				試行運用														

校務支援システム 操作動画一覧

～保健～

	内容	URL
1	入力(保健室来室記録)	https://youtu.be/6W72LLCTCgg
2	印刷(保健室来室記録)	https://youtu.be/CYWxCLti72c
3	入力(保健日誌)	https://youtu.be/nzL3yGOsABU
4	印刷(保健日誌)	https://youtu.be/3wrhENbvBh4
5	入力(健康診断CSV)	https://youtu.be/v7NDkMGDKkQ
6	入力(健康診断一般 一覧入力)	https://youtu.be/Ln_TrHabk6M
7	入力(健康診断一般 個人入力)	https://youtu.be/zMxMzKE_jBU
8	入力(健康診断歯・口腔 一覧入力)	https://youtu.be/4qTkSznD990
9	入力(健康診断歯・口腔 個人入力)	https://youtu.be/4qTkSznD990
10	印刷(健康診断)	https://youtu.be/1pkGm2tMKD0

<賢者ポータルサイト簡易マニュアル>

賢者ポータルってどんなサイト？

- よくあるお問い合わせや FAQ を、自治体全体で共有します。
- FAQ サイト上のお問い合わせフォームから 24 時間お問い合わせを受け付けます。
- 過去のお問い合わせや回答内容、進捗状況をマイページで確認できます。
- 障害情報やメンテナンス情報などのお知らせを掲載します。

ログイン

URL: <https://helpdesk.satt.jp/>



アカウントとパスワードは学校につき 1 つです。

保健管理システムに関するポータルサイトへの
お問い合わせ数

4月	5月	6月
3	10	7

保健管理システムに関するシステムの修正状況（～6月）

日付	内容	対応の方向性	対応現況	完了日
2025/5/14	保健管理→健康診断→保健帳票→各種帳票印刷（クラス・個人）から、「治療勧告者一覧表」で出力される対象者と「健康診断結果通知書」で出力される対象者は統一されていると認識している。 上記条件で出力した際、視力の「健康診断結果通知書」は「28名」分、「治療勧告者一覧」は「17名」の表示になっている。 出力される対象者は条件が異なっているのか。	プログラム修正にて対応	対応完了	2025/7/24
2025/6/12	健康診断データ登録について、 児童生徒健康診断（歯・口腔）を入力する際に表示される画面を、操作マニュアル（保健 健康診断）に記載されている画面と同じ画面にしてほしい。 具体的には、乳歯の位置と永久歯の位置がずれる。	プログラム修正にて対応	対応完了	2025/7/24
2025/6/17	保健管理システム→健康診断→児童生徒健康診断（歯・口腔）にて入力の際、学校歯科医の氏名を入力したい。	プログラム修正にて対応	対応完了	2025/7/24
2025/6/18	「児童生徒健康診断（歯・口腔）」の歯式の入力画面について、操作マニュアルでは永久歯と乳歯の上下関係が揃っているが、実際の入力画面ではずれている。 上下を合わせて表示させたい。	プログラム修正にて対応	対応完了	2025/7/24

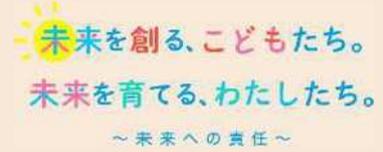
行政説明（3）

1人1台端末等を活用した
「心の健康観察」について

県教育局市町村支援部生徒指導課

令和7年度
第1回埼玉県教育局学校保健説明会

1人1台端末等を活用した
「心の健康観察」について



埼玉県マスコット「コパン」「さいたまっちゃん」

令和7年8月27日
埼玉県教育局
市町村支援部 生徒指導課

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入に向けた調査研究」<国の委託事業>

1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期把握・早期支援につなげる「心の健康観察」の研究

事業の背景

これまでも教員等により不登校等の予兆のある生徒の把握・支援を行ってきたが、個人的経験等に委ねられており、生徒の心の不安や体調の変化といった小さなSOSに教員等が確実に気づくことができる仕組みの構築が不十分である。

実施体制



事業概要

実証期間	令和6年9月～12月(運用期間は 令和7年2月まで)
アプリ	コンレポ <株式会社 ミライト・ワン・システムズ>
方法	毎日入力(場所・実施時間は未指定)
対象	全校生徒
状況把握	生徒の入力からこころの状態ランクを5段階で算定
校内組織	教育相談・特別支援委員会+スクールカウンセラー

- 朝の目覚めはどうか？
- 昨日はどんな一日でしたか？
- 今日の気分はどうか？

導入に向けた準備

- ◆SCIによる教職員研修
「不登校と自殺リスクについて」
教職員の教育相談に関する理解を深める。
- ◆「SOSの出し方教育」の実施
メンタルヘルスリテラシーツールを活用<県教委作成>



1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

スケジュール

時期	項目	検討主体	
		県教委	学校
4月	校内対応組織の検討		○
5月	定期ミーティングの開催計画	○	
5月	対象生徒の範囲検討		○
6月	生徒・保護者への事前説明*	△	○
6月	質問内容の検討	○	
6~7月	ツールの選定及び活用研修	○	△
7月	いじめ・不登校・自殺対策に関する職員研修	△	○
7月	生徒向けSOSの出し方に関する教育	△	○
9月~	運用開始		○
9月	リスクのある生徒の抽出方法	○	
9月	抽出した生徒の対応フロー	△	○
9~11月	効果測定の方法	○	
12月	生徒教職員への振り返りアンケート	○	△
1月	効果検証/成果・課題の整理	○	△
2月	取組成果報告	○	

校内体制

教育相談特別支援委員会

ツールの仕様

- ・ ライセンス数は全校生徒・保護者・教職員分。
- ・ ブラウザ上で動作するクラウドサービス。
- ・ 日常アンケート及び、定期アンケートそれぞれを提供できる機能を有する。
- ・ 日常アンケートの質問項目に身体のコンディションを入力する設問(体温/体調等)を用意する。
- ・ 学校が設問を追加できる機能を有する。
- ・ 生徒が教員等に相談内容を送信する機能を有する。
- ・ 周知事項などの掲示物を投稿/閲覧する機能を有する。
- ・ 保護者アカウントは出欠連絡の入力及び掲示板機能のみ閲覧できるようにする。
- ・ 保護者向けの周知資料案を作成し、提供する。
- ・ 利用者からの問合せに対応するため、ライセンス使用期間中はヘルプデスクを設置する。

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

実証結果

■ 月別のコンディション入力状況

全校生徒：1,066名



■ 「教員に伝えたいことがある」(自由記述)への回答の種別(単位:件)

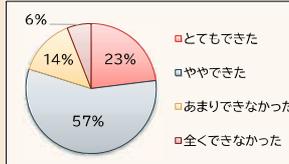
種別	合計
1 日常的なコミュニケーション	36
2 欠席等の連絡	43
3 体調に関する記述	86
4 学校生活や進路等の相談	9
5 精神的な不調の訴え	8
6 家庭での問題	2

■ <毎日のコンディション入力>「今日の気分はどうですか?」への回答状況



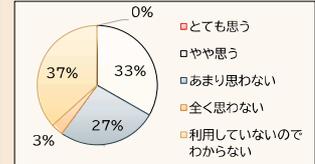
《生徒のアンケートから》

- アプリで天気を入力することによって、自分の心の状態を知ることができましたか。



《教職員のアンケートから》

- アプリを利用することによって、生徒は悩みや困りごとを先生に相談しやすくなったと思いますか。



アプリ導入前後の比較

■ 令和5・6年度9月~12月における教育相談の件数(のべ数 単位:件)

	担任等	養護教諭	計
R5	9	11	20
R6	17	20	37

■ 令和5・6年度9月~12月におけるSCによる面談状況

	面談件数	面談人数
R5	19件	11人
R6	32件	15人

有識者フィードバック

- 心**
- 学校全体で生徒の心理支援の必要性が、より認識されたことが重要。
 - アプリを活用することで、教育相談における教員と生徒のコミュニケーションツールの選択肢が増えたことは評価できる。
 - 生徒の心理状態の変化をより精度高く把握し、迅速に適切な対応ができるよう、チームとしての対応方針を標準化することが望ましい。

- I**
- ◆ 生徒が自身の感情を可視化し認知することで、セルフコントロールスキルが向上。そのための方法としてツールを活用することは有効。
- C**
- ◆ 各教科と連携して心身の健康維持の重要性を学ぶ機会の確保が有効。
- T**
- ◆ 無意識のバイアスやレッテル貼りにつながる可能性があるため、過度なプロファイリングを避け、慎重な運用を行うよう注意する必要がある。

成果・課題

- 成**
- 生徒はアプリを通して日常的なコミュニケーションを行っていたことから、より身近なコミュニケーションツールとして機能した。
 - アプリの活用が一つのきっかけとなり、教育相談体制の充実や、教員個々の教育相談に関する理解が深まり、令和5年度に比べて令和6年度における教育相談の件数やSCによる面談件数が増加し、生徒のSOSの早期把握につながった。

- 課**
- ◆ アプリの利用率が低かったことから、教員ならびに生徒が主体性をもって活用できるよう、アプリを用いて「心の健康観察」を行うことの意義やメリットを、教職員や生徒が十分に理解するような働きかけを行うことが課題である。
 - ◆ 学校内での指針となる対応フローを確立し、教職員で共通理解を図ったうえで対応を行うことが課題である。

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

県の取組

令和7年度 生徒指導課 主な取組

- ・市町村主管課長会議、校長会等を通じた周知徹底
- ・生徒指導主任等研究協議会
- ・教職員向けポータルサイトへの事例掲載
- ・I's2019の活用 ・いじめ通報窓口
- ・いじめ重大事態対応への助言・支援

いじめ

- ・不登校生徒支援教室「いっば」における実践研究
- ・各種会議等で好事例等の周知及び意見交換
- ・不登校の子供たちとその保護者を支援するためのサイト
- ・不登校の子供を支えるためのセミナー等の実施
- ・児童生徒支援ガイドブック
- ・長期欠席者等の支援状況確認リスト
- ・メタバース空間を活用した不登校児童生徒支援

不登校

教育相談体制の充実

- 学校:組織的な教育相談体制の整備/SC・SSW等の効果的な活用
- 学校以外:24時間365日体制の電話相談/SNSを活用した相談(中・高生)

自殺

- ・通知やメッセージの送付 ・研修資料の作成
- ・メンタルヘルスリテラシーの協定に関する取組
- ・I's2019、埼玉県メンタルヘルスリテラシーツールの活用

中途退学

- ・高校生活に関する相談会の実施
- ・SCやSSW等の専門家を活用した相談体制の構築
- ・地域等と連携した中途退学防止事業

- ネット問題
- ・児童生徒自らが行うネット利用ルールづくり活動
 - ・ネットトラブル注意報等による意識啓発 ・サイト監視

- 他機関との連携
- ・学校と警察との連絡等に関する協定
 - ・児童相談所との連携研修
 - ・少年の健全育成に関する協定

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について

I's2019

～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～



埼玉県メンタルヘルスリテラシーツール



一人一人の社会的自立に向けた
児童生徒支援ガイドブック

～総合的な長期欠席・不登校対策～



実践発表

高等学校における メンタルヘルスリテラシー教育の実践

令和3・4・5年研究推進校

- ・ 県立上尾高等学校
- ・ 県立草加東高等学校
- ・ 県立草加南高等学校
- ・ 県立鷲宮高等学校
- ・ 県立蕨高等学校

県立鷲宮高等学校 「担任、教育相談委員会と連携したMHL授業」

【実践の概要】

【令和4年度】

- 実施形態:担任(養護教諭は全体監修)
 - ・入学説明会にて、思春期のメンタルヘルス「中高生と心の健康」について動画視聴・アンケート行い保護者へ啓発

○時期:10月、1月

○授業時間:LHR

【令和5年度】

- 実施形態:担任(養護教諭と教育相談主任は全体監修)
 - ・教育相談委員会の活性化
 - ・入学説明会にて、思春期のメンタルヘルス「中高生と心の健康」について動画視聴・アンケートを行い保護者へ啓発

○時期:10月、1月

○授業時間:LHR

【課題・工夫した点】

<工夫した点>

- 学年、養護教諭のほかにR5は教育相談主任とも連携することで、役割分担が可能となり、事前準備を円滑に進めることができた。

<よかった点>

- 教職員(主に担任)の教育相談にかかる意識向上により、悩みや課題を抱えていそうな生徒について、保健室とも日常的に情報交換するケースが増加した。
- 保健室へ「相談がある」と来室する生徒が増加し、生徒の信頼できる身近な大人に相談する姿勢の向上がみられた。

★参考 来室者数(外科的症状除く 延べ人数)R4:491名 R5:535名

【今後の計画】

- ・メンタルヘルスリテラシー授業や保護者向け思春期のメンタルヘルス「中高生と心の健康」の視聴継続を検討
- ・教職員研修の検討
- ・初任者であったこと、着任したばかりであったこともあり、校内の体制づくりや実施にかかる連絡・調整がかなり難しく感じた
- ・日々の情報共有等を大切に、他の教職員と連携して対応する

県立上尾高等学校 「生徒と一緒に教員のリテラシー力もアップ」

【実践の概要】

【令和2年度】

- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施

【令和3年度】

- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施
- ・保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴について検討

【令和4年度】

- ・保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴の実施
- ・不安・うつアンケートを活用した「心と体のアンケート」の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施

【令和5年度】

- ・保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴の実施
- ・「心と体のアンケート」の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施

【令和6年度】

- ・保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施

【令和7年度】

- ・保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施予定

【課題・工夫した点】

- 実施形態について
- 「心と体のアンケート」
- 先生方の「負担感の軽減」
- 教育相談委員会、学年、教務との調整

【今後の計画】

- メンタルヘルスリテラシー授業の継続
- 保護者向け「中高生と心の健康」動画視聴の継続
- 教職員研修の実施



県立草加南高等学校 「担任と連携したMHL授業」

【実践の概要】

【令和3年度】

- ・教職員研修「児童生徒のメンタルヘルス～基礎知識とポイント～」
東京大学 佐々木司氏による研修動画視聴
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」
の実施・1年生LHRで実施

【令和4年度】

- 「メンタルヘルスリテラシー授業」
の実施・1年生LHRで実施
- ・入学式にて、思春期のメンタルヘルスについて保護者啓発(動画視聴案内)

【令和5年度】

- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」
の実施・1年生LHRで実施
- ・「心と体のアンケート」実施
- ・入学式にて、思春期のメンタルヘルスについて保護者啓発(動画視聴案内)



【課題・工夫した点】

<MHL授業で工夫した点>

- 担任とのT・Tで実施(養教は生徒役で参加) 全クラスに参加
 - ・年度当初に学年主任に実施時期の設定を依頼
 - ・職員研修の実施。担当する担任には事前に指導案を渡し、打合せを行う
- 管理職・教員に参観を案内
- 要配慮生徒の確認
- 保健の授業内で触れる知識量を増やす(精神疾患の罹患率や睡眠の重要性等)
- 保健室・特別支援コーディネーター→学年主任→担任に回覧し情報共有

<MHL授業の課題>

- 1学年7クラス(4年度は8クラス)の授業日の設定
- グループ分けに関して:生徒の実態把握のためにも、こちらで指定できると良かった。
- 本校は、全教員が同じ生徒対応ができるようにと、LHRで授業を実施した。実践を通して、こちらの意識・知識がないと生徒に伝わらないと感じた。養護教諭だけでなく管理職を始め一般の教員がMHL教育について知る機会を増やし、学校全体で推進をしていく必要がある。

【今後の計画】



県立蕨高等学校 「保健体育科教諭と連携したMHL授業」

【実践の概要】

【令和3年度】

- ・教職員研修「児童生徒のメンタルヘルス～基礎知識とポイント～」
東京大学 佐々木司氏による研修動画視聴
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施(1学年の保健の授業として保健体育科教諭とのT・Tによる)
- ・校内教育相談委員会の活性化と支援体制整備
- ・入学説明会にて、思春期のメンタルヘルスについて保護者啓発(動画視聴案内)



【令和4年度】

- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施(1学年保健、T・T)
- ・入学説明会にて、思春期のメンタルヘルスについて保護者啓発(動画視聴案内)

【令和5年度】

- ・教職員研修「withコロナの時代の子どものメンタルをどう支えていけばよいだろうか？」埼玉医科大学総合診療センター 是松聖悟氏による講義
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施(1学年保健、T・T)
- ・入学説明会にて、思春期のメンタルヘルスについて保護者啓発(動画視聴案内)

【課題・工夫した点】

<MHL授業で工夫した点>

- 保健体育科教諭とのT・Tで実施
 - ・年度当初に教科主任に実施時期の設定を依頼
 - ・担当する教員には事前に指導案を渡し、打合せを行う
- 担任・学年主任・管理職に参観を案内
- 要配慮生徒の確認
- 授業内で触れる知識量を増やす(精神疾患の罹患率や睡眠の重要性等)
- ワークシートを授業担当→保健室→学年主任→担任に回覧し情報共有
- R4～養護教諭2名が交代で授業参画

<MHL授業の課題>

- 1学年9クラス分の授業日の設定
 - 授業時間の保健室来室生徒への対応
- 多くの学校にとっての課題は体制づくり。学校の実情に合わせて誰がどの場面で担うか管理職が中心となって調整するべき。養護教諭だけでなく管理職を始め一般の教員がMHL教育について知る機会がないと、学校全体での推進は困難である。

【今後の計画】

- ・R6～3クラス合同で授業実施(柔道場を使用)、今年度も保健体育科と相談し同様の形で継続を予定
- ・科目保健「精神疾患の予防と回復」の導入として行う
- ・思春期精神保健に関する教職員研修(教育相談委員会が企画)の継続

県立草加東高等学校 「養護教諭主体から担任主体のメンタルヘルスリテラシー教育」

【実践の概要】

【令和3年度】

- ・委員会の設置
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施
(養護教諭主体・担任デモンストレーション参加)
- ・教員向けメンタルヘルスリテラシー動画視聴研修

【令和4年度】

- ・入学式後の保護者向け動画視聴の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施
(担任・養護教諭のTT)

【令和5年度】

- 入学式後の保護者向け動画視聴の実施
- ・「メンタルヘルスリテラシー授業」の実施
(担任・養護教諭のTT)
(総合探求の時間・LHRの年間計画に全学年のメンタルヘルスリテラシー教育が組み込まれる)
- ・令和5年度までの実施時期は12月・1月

【課題・工夫した点】

- ・高校でこの授業を行うには1時間しか取れない。中学校同様に、2時間取れると、生徒同士の話し合いの時間が多く取れて、学びを深められる。
- ・養護教諭が、一クラスずつ授業を全クラスに行うには、クラス数分の時間が必要となる。特に、一人養護教諭の場合は、かなりの時間的人的調整が必要となる。
- ――
- ・1学年会議での資料提供・模擬授業等について連絡をして共通理解を図り、実施にあたり常に声掛けをする。
- ・新転任者に、メンタルヘルスリテラシー授業の存在と次年度からのご自身が実施する可能性も伝えて、授業参観をしていただく。
- ・授業実施後、職員会議に報告書を提出する。「実施日時」「生徒数」「授業の内容」「相談をしようと思う対象者のグラフ」「授業の感想とこれまでの生活を振り返って気が付いたこと」

【今後の計画】

- ・草加東高校は、平成27年(2005年)度から1クラスずつLHRの時間に実施。令和5年(2023年)度から、7月末の総合探求の時間・LHRの年間計画に組み込まれ、同時間に担任が実施している。
- ・関わった教員の異動後も、継続して担任ができるメンタルヘルスリテラシー教育としたい。

【事後アンケート】

以下のURLあるいはQRコードから、アンケートへの回答をお願いします。

(入力可能期間 : 令和7年8月27日(水) 15時～8月29日(金) 17時)

<https://forms.office.com/r/rMVxLE8TQT>



【MEMO】



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」
